

令和6年11月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊野地区 (南山崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、豊野町の北部に位置し県道が縦断しており、周辺は平坦地で田畑が多い。農業者、農業後継者は少なく高齢化が進んでいる。現在の農業では利益が少なく、生活も厳しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内での農業機械の共同利用を目指し、効率的な農業及び儲かる農業を進めていく。
農産物のブランド化を検討し、体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積（北山崎を含む）	105 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

宇城市豊野町大字安見、山崎の一部

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在集積、集約を進めている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
トラクター、田植機、コンバイン乾燥機のリースを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械利用組合利用仕組みを作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①タバコのマルチ被害対策を行う。(カモ対策)